

安全だより

令和6年度 第2号
発行 令和6年8月

本部事務局 Tel.079-291-4000
香寺連絡所 Tel.079-232-7600
夢前連絡所 Tel.079-336-1600

URL : <https://www.himeji-sjc.or.jp/>
安富連絡所 Tel.0790-64-8525
家島連絡所 Tel.079-325-0311

☆ 無事故日数について

事故防止の意識向上を図るため、傷害事故の無事故日数 90 日以上を目指します！

事故を減らすには、会員の皆様の一人一人の安全に対する意識が重要です。引き続き、安全対策に注意を払われるよう、よろしくお願いいたします。

起算日 令和6年7月30日

無事故日数 9日 (令和6年8月8日現在)

☆ 事故発生状況について

令和6年7月末現在の事故発生件数は下記のとおりです。傷害・賠償共に減少しています。事故減少を目指しましょう。(令和5年度は年度末まで)

〔傷害事故〕

就業形態	令和5年度	令和6年度
移動中(交通事故等)	15	5
家事	1	1
草刈・除草等		
植木剪定中	1	3
清掃中	6	
その他屋内作業中	4	2
その他作業中	4	
計	31	11

事故形態	令和5年度	令和6年度
転倒	7	1
墜落・転落	3	
切れ・擦れ		2
挟まれ・巻き込まれ	2	1
激突	1	
激突され		
飛来・落下		
動作の反動・無理な動作		
交通事故	15	5
(蜂等に)刺され	2	2
犬に噛まれ		
火傷	1	
熱中症		
計	31	11

〔賠償事故〕

就業形態	令和5年度	令和6年度
移動中(交通事故等)	3	
家事	1	
草刈・除草等	13	4
植木剪定中	3	1
清掃中	3	
その他屋内作業中	1	2
その他作業中		
計	24	7

☆ 事故の概況と注意点について

令和6年度の傷害事故は、交通事故が5件発生しています。内4件では会員に落ち度が見られました。また、植木剪定では3件発生しており、その他屋内作業中2件、家事援助中が1件の順に発生しています。

事故に遭わないように気を付けましょう。

交通安全について

就業と帰宅の途上や就業現場間の移動の際には交通事故に遭わないよう、気を付けましょう。

交通法規を順守しましょう。普段からより安全と考えられるルートを通るようにしましょう。天候によって出かけることが危険とを感じる場合は無理に就業しないなどを心掛けて下さい。

【自転車】

事故事例

事例1 路面上の障害物を避けようとして車体のバランスを崩し、傍らの側溝に転落した。

(ヘルメット無し)

事例2 交差点を直進した際、右折対向車に衝突されて転倒、負傷した。(ヘルメット無し)

事例3 歩道上を走行中、右折して就業先に入ったところ、後ろからきた自転車に追突されて転倒、負傷した。(ヘルメット無し)

事例4 T字路を左折した際、雨天でグレーティングが濡れていたために前輪が滑って転倒、負傷した。(ヘルメット無し)

注意喚起

- ・ ヘルメットを必ず着用する。
- ・ 進路上の障害物等は、降車して避ける。
- ・ 右左折前には、確実な後方確認を行う。
- ・ 雨天での乗車時には、路面の状態に注意して運転する。

☆ヘルメットを着用しない方の事故が多いです！
自転車通勤では、ヘルメットを着用して下さい。



☆ 県下のシルバーの死亡事故について

7月に県下のシルバーで、一人で緑地の灌水と清掃中、付随する池に転落して溺死する事故が発生しました。同様の状況下で、一人で就業中の皆様は特に注意して下さい。

また、これを受けて、当センターでは就業場所の状況確認を進めています。就業場所が危険と思われる場合、事務局や各連絡所に連絡をお願いします。

☆ 熱中症対策について

猛暑が続いています。屋外作業・屋内作業に関わらず熱中症に対する注意を払いましょう。

〔予防のポイント〕

- ・ 十分な睡眠と、栄養バランスの良い食事を心掛け、朝食を必ずとる。
- ・ こまめに水分と塩分をとる。
- ・ 屋内で就業する場合は、風通しに気をつける。
- ・ 通気性や吸湿性の良い服を着用する。
- ・ 高温下では頭部や首筋に冷やしたタオルを巻いたり、屋外では帽子をかぶる。
- ・ 日陰などの涼しい場所で、休憩を十分にとる。
- ・ 単独での作業の場合は、定期的に連絡をとる。
(事務局や連絡所、発注者、就業先担当者、ご家族等)

〔熱中症の症状が出た場合の対応方法〕

- ・ すぐに涼しい場所で衣類をゆるめて安静にし、水分をとる。
- ・ 水分を自力でとれない、呼びかけに応じない、意識がない場合は、直ちに救急車を要請し、医療機関に搬送してもらう。
- ・ その後、事務局か連絡所に報告する。



草刈中の事故について

草刈・除草等における賠償事故が4件発生しています。その内、草刈機による石跳ね事故は3件となっており、3件とも防護措置がなされていませんでした。

草刈機での作業では、防護措置を念入りに実施して下さい。

事故事例

事例1 チップソーを装着した草刈機で小石を跳ね飛ばしてしまい、6~13m程離れた所に駐車してあった自動車のフロントガラスを破損させた。防護措置はなかった。

事例2 チップソーを装着した草刈機で作業中、他会員が休憩のために防護ネットを取り外した直後も作業を続けたために、石跳ねを起し、5~10m程離れた車の窓ガラスを破損させた。

事例3 チップソー装着の草刈機で防護ネットを設置せずに草刈作業をしていたところ、石跳ねを起し、約5~20m離れた住宅のカーポートに駐車していた車の右リアガラスを破損させた。

注意喚起

- ・ 作業箇所から20m以内に自動車、建物等がある場合は、防護ネットを刈払機から1m以内に設置する。また、飛散物を防ぐことができる方向に設置する。
- ・ 作業中の会員相互の距離を5m以上(出来れば10m以上)開ける。
- ・ ナイロンコードカッターは原則として使用禁止とする。



『全シ協 安全就業スローガン』
安全は 無理せず 焦らず 油断せず